

東日本銀行コンサルNEWS

平成27年11月16日

No.206

遺産分割の概要と具体的な分割の方法・留意点について

1. 遺産分割の概要

相続人が複数いる場合、相続財産（遺産）はその複数の相続人（共同相続人）の共有財産とされます（民法第898条）。共同相続人は、いつでも協議により遺産を分割することができます。なお遺産分割協議が調わない場合には、各共同相続人が家庭裁判所に調停又は審判を申立てることができます（同第907条）。

2. 遺産分割の方法

相続人XとYが相続財産を分割する場合、Xは自社株、Yは他の財産というように、個々の相続財産をそれぞれ相続人に分配する、「現物分割（図1）」による遺産分割の方法を用いるのが一般的です。しかし、遺産分割の実務においては、現物分割以外にも、相続人のうちの1人又は数人に法定相続分を超えて相続財産の全部又は大きな部分を現物で取得させ、その代償として、その現物を取得した者に、他の相続人に対し自己の固有財産を提供し、債務を負担させる方法で相続財産の分割を行う、「代償分割（図2）」による遺産分割の方法も広く行われています。

たとえば、相続財産の大部分が自社株である非上場会社のオーナー経営者がお亡くなりになり、その遺産分割において後継者である相続人Xは経営権の確保の観点からその自社株を全て取得することを希望し、後継者ではない相続人Yは民法上の法定相続分相当額の遺産の取得を希望しているとします。この場合、上記の現物分割の方法では各相続人の希望を満たすことは困難であるため、代償分割の方法を採ります。

具体的には、下記図2のとおり、後継者である相続人Xが、自社株をすべて取得する代償として、相続人Yが法定相続分相当額を取得できるように固有財産である預貯金をYに提供します。

図1：現物分割による遺産分割

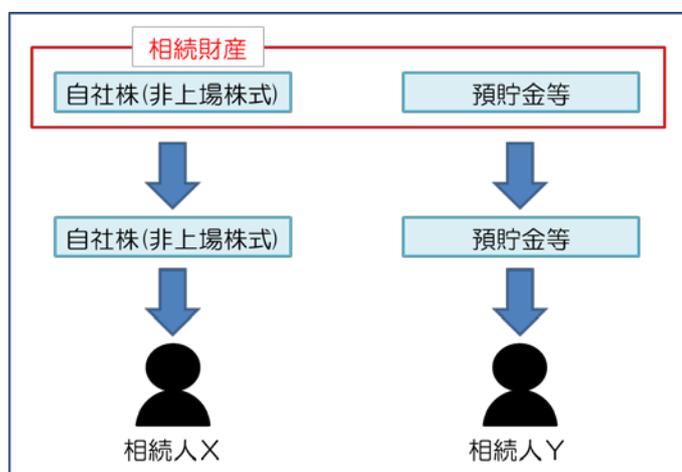
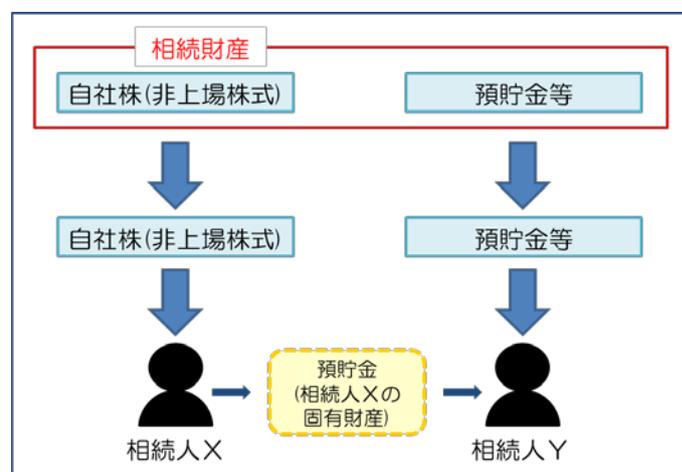


図2：代償分割による遺産分割



3. 遺産分割の時期と相続税の特例の適用の関係

民法上、遺産分割の期限は特に設けられていません。しかし、遺産分割が確定しないまま長期間経過し、相続人の相続（二次相続）が発生すると、遺産分割にかかわる人が増え、協議がさらにまとまりにくくなります。

一方、相続税においては、遺産分割が確定していない場合であっても、その申告期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内）までに、相続人が法定相続分により財産を取得したものとみなして算出した相続税額を申告・納付する必要があります。また、相続税の軽減特例である配偶者の税額軽減及び小規模宅地等の特例は、その申告期限までに遺産分割が確定していることが適用要件とされており、申告期限までに遺産分割が確定していない場合は、これらの特例の適用を受けることはできません。その申告期限から3年以内に遺産分割が確定した場合には、更正の請求により、これらの特例を適用して税額を再計算し、納め過ぎた相続税の還付を受けることができます（相続税法19条の2第2項ただし書、租税特別措置法69条の4第4項ただし書等）が、当初申告では、これらの特例を適用しないで計算した相続税を納付する必要があります。

以上により、遺産分割は、できる限り早期に確定させるべきといえます。